

ID: 36

担当部署: 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市スポーツ施設条例 第10条(第29条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	平成17年条例第24号		
【根拠条文】 (利用料金の減額又は免除) 第10条 指定管理者は、別表第4に定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市スポーツ施設条例施行規則第9条の規定による。 (利用料金の減額又は免除) 第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする利用者(条例別表第2備考2に規定する個人利用による利用者(以下「個人利用者」という。))のうち条例別表第4備考4各号のいずれかに該当する個人利用者(次項及び第3項において「該当者」という。))を除く。))は、指定管理者に申請し、承認を受けなければならない。 2 該当者が条例第10条の規定により利用料金の免除を受けようとするときは、次に掲げるいずれかの書類を指定管理者に提示し、承認を受けなければならない。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けていることを証する書類 (4) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳 (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けていることを証する書類 3 別表第2備考1第2号に規定する市民等以外の該当者のうち、小平市、東村山市、東久留米市又は清瀬市(以下この項において「広域圏」という。))内に住所を有する者、広域圏内の事業所若しくは事務所に勤務する者又は広域圏内の学校に在学する者の施設等の利用料金は、条例別表第4備考4にかかわらず同表の規定による市民等に準じて扱い、免除するものとする。この場合において、免除の方法は、前項の規定を準用する。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日